

山形県不妊検査費助成事業 Q&A（申請者向け）

令和7年4月時点作成

制度の概要		
NO.	質問事項	回答
1	助成の対象となる検査や治療はどのようなものになりますか。	医師が必要と認めた不妊検査が助成の対象となります。保険適用の有無は問いません。 ただし、次の費用は助成の対象となりません。 ・不育症のための検査や婦人科検診、不妊治療に係る費用 ・入院食事療養費、差額ベッド代等、検査に直接関係のない費用
2	令和6年4月1日より前に検査を開始し、令和6年4月1日以降も検査が継続しています。対象になりますか。	令和6年3月31日以前は対象となりませんが、令和6年4月1日以降に夫婦ともに受けた検査のみは、対象となります。その場合、助成対象期間は令和6年4月1日から1年間となります。
3	妻の検査は令和6年4月1日より前に終了し、夫の検査は令和6年4月1日以降に開始となりました。対象ですか。	対象外です。令和6年4月1日以降に夫婦ともに検査を受けていることが要件となります。
4	過去にも不妊検査を受検したことがありますが、令和6年4月1日以降に再度不妊検査を受けました。申請できますか。	助成対象外です。
5	既に子どもがいますが、初めて不妊検査を受けました。助成対象になりますか。	初めて不妊検査を受けた場合は、助成対象となります。
6	第1子の妊娠に向けて不妊治療をしていました。令和6年4月1日以降に第2子に向けて再度不妊検査を受検した場合、助成の対象となりますか。	これまで不妊治療（人工授精、体外受精、顕微授精）を行った場合は、助成対象外です。
7	申請は何回できますか。	申請は夫婦1組につき1回に限ります。
8	申請の期限はいつまでですか。	「夫又は妻の検査終了日のいずれか遅い日」又は「検査開始日から1年を経過した日」のどちらか早い日の属する月の3か月後の末日です。
9	事実婚夫婦ですが、申請できますか。	事実婚夫婦の方も申請できます。申請の際は、それぞれの戸籍謄本と事実婚関係にある申立書の提出が必要です。
10	外国籍の夫婦ですが、申請できますか。	外国籍の夫婦の方も申請できます。申請の際は、結婚証明書等婚姻関係を確認できる書類の提出が必要です。
11	夫の年齢に制限はありますか。	ありません。

12	検査の途中ですが、夫婦の自己負担額が3万円を超過しました。この時点で申請できますか。	夫婦どちらも不妊検査をしていれば、費用が上限の3万円を超えた段階で申請することが可能です。ただし、3万円を超えた時点で、一旦検査終了とみなして、医師が証明書を記載した場合に限ります。
13	医療機関の指定はありますか。県外の医療機関で受けた不妊検査も対象となりますか。	指定はありません。県外の医療機関でも助成の対象となります。ただし、不妊検査を受ける前に、必ず医療機関に受診等証明書（様式第2号）を発行できるか確認してください。
14	検査の結果、薬剤を処方されましたが、助成の対象となりますか。	対象外です。
15	ブライダルチェックは助成の対象となりますか。	将来の妊娠に向けてヘルスチェックを行う目的で受けたブライダルチェック等は、助成対象外です。
16	夫婦が別居していて別の都道府県（外国を含む）に居住しています。山形県で申請できますか。	検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが山形県内に住所を有していれば申請できます。 ※この場合、事実婚の方は事実婚に係る申立書を提出してください。

申請書の書き方・必要書類について

1	「山形県不妊検査費助成事業申請書」、「山形県不妊検査費助成事業受診等証明書」はどこで入手できますか。	山形県ホームページからダウンロードすることができます。
2	申請額はどのように記入すればよいですか。	受診等証明書（様式第2号）の患者負担額の合計が3万円を超えていれば「3万円」、3万円に満たない場合は、患者負担額を記入してください。
3	県内の引っ越しですが、検査開始日と申請日の住所が異なります。問題ありませんか。	同一市町内での異動の場合は、提出いただいた住民票で前住所を確認します。同一市町村内でない場合は、申請の際に前住所に住み始めた年月日について確認させていただきます。
4	住民票は申請者と配偶者それぞれ1枚ずつ発行が必要ですか。	夫婦とも同じ住所地に住んでいる場合、住民票は1枚（2人分の記載があるもの）で問題ありません。単身赴任等により別居している場合は、夫婦それぞれの住民票を提出ください。
5	個人番号（マイナンバー）が記載された住民票を取ってしまいました。取り直しが必要ですか。	住民票に記載された個人番号（マイナンバ）を黒塗りにしてご提出ください。
6	配偶者が海外にいるため、住民票が提出できない場合は、何を提出すればよいですか。	海外在住のために住民票の提出ができない旨を明記した申立書（様式は任意）を提出してください。
7	配偶者が外国籍で海外に住んでいるため、住民票も戸籍の附票も提出できない場合は、何を提出すればよいですか。	配偶者が外国籍で海外に住んでいるために住民票の提出ができない旨を明記した申立書（様式は任意）を提出してください。

8	夫婦ともに外国籍のため、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）が提出できない場合は、何を提出すればよいですか。	自国で発行された婚姻証明書があれば当該証明書のコピー（翻訳文添付）を提出してください。婚姻証明書がない場合には大使館等で婚姻証明書の代わりとなる書類を発行できるかご確認ください。
---	---	---

事実婚関係について		
NO.	質問事項	回答
1	住民票の続柄が「同居人」では助成の対象になりませんか。	申立書の提出があった場合、助成の対象となります。申立書に、事実婚の届出を行っていない（続柄に「夫（未届）」又は「妻（未届）」の記載がない）理由を記載してください。
2	同一住所に住民登録をしていますが、世帯分離をしています。この場合、助成の対象になりますか。	申立書の提出があった場合、令和6年4月1日以降の検査については助成の対象となります。
3	戸籍謄本の代わりに独身証明書の提出でも構いませんか。	検査開始日から申請日までの間、他に法律上の配偶者がいないことを確認できないため、戸籍謄本（全部事項証明書）を提出してください。
4	検査開始日の時点では事実婚で、現在は入籍しています。助成の対象になりますか。	検査開始日に事実婚の要件を満たしていることが確認できる場合は、助成の対象となります。

助成金の振込について		
NO.	質問事項	回答
1	申請してから助成金が振り込まれるまでどのくらいかかりますか。	申請書を受理した月の翌月下旬頃に決定通知書を送付され、月末に申請書に記載された口座に振り込みます。書類の確認等により振り込みが遅くなる場合があります。不承認の場合は、不承認通知を送付します。
2	助成を受けた場合、確定申告の医療費控除は受けられますか。	医療費控除については所管の税務署にお問合せをお願いします。